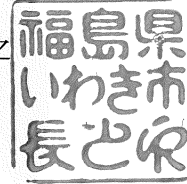


産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県いわき市小名浜諏訪町11番地の1
 氏 名 常光サービス株式会社
 代表取締役 野崎 裕康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 6年 2月 1日
 許可の有効年月日 令和 8年11月29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（①選別又は移動式選別、②破碎又は移動式破碎、③圧縮固化、④圧縮、⑤切断、⑥溶融又は移動式溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

別紙1に記載のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙2に記載のとおり

3. 許可の条件

- (1) 移動式施設の稼働場所は排出事業場の敷地内に限ること。
- (2) 移動式施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮すること。
- (3) 移動式施設及び保管場所に施設の種類、処理能力及び連絡先等の表示を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

別紙3に記載のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。

備考

別紙 1 産業廃棄物の種類

① 中間処理（選別又は移動式選別）に係るもの

ア 選別に係るもの

汚泥（廃乾電池に含まれるものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上9種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除き、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

イ 移動式選別に係るもの

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

以上10種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除き、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

② 中間処理（破砕又は移動式破砕）に係るもの

ア 破砕に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上8種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

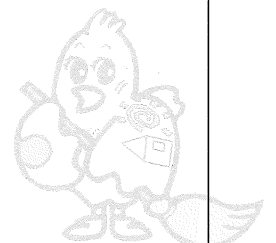
イ 移動式破砕に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上8種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

（以下裏面記載のとおり）



- ③ 中間処理（圧縮固化）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上6種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏
ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装
であつて不要物であるものをいう。）を含む。
- ④ 中間処理（圧縮）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上5種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏
ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装
であつて不要物であるものをいう。）を含む。
- ⑤ 中間処理（切断）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上6種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。
- ⑥ 中間処理（溶融又は移動式溶融）に係るもの
廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
以上1種類
このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

（以下余白）

別紙2 事業の用に供するすべての施設

① 中間処理（選別又は移動式選別）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の選別施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処理能力	297.3 m ³ /日（8時間）
設置年月日	平成24年2月29日

処理施設の種類	移動式廃プラスチック類等の選別施設
設置場所	いわき市内一円
処理能力	704 m ³ /日（8時間）
設置年月日	平成26年11月12日

② 中間処理（破碎又は移動式破碎）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処理能力	廃プラスチック類の破碎施設 5.6 t/日（8時間） 木くずの破碎施設 8.8 t/日（8時間）
許可年月日	平成24年2月21日
許可番号	い廃P第28号
設置年月日	平成24年2月29日

処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処理能力	廃プラスチック類の破碎施設 5.9 t/日（8時間） 木くずの破碎施設 9.3 t/日（8時間）
許可年月日	平成24年2月21日
許可番号	い廃P第29号
設置年月日	平成24年2月29日

処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設及び木くず・がれき類の破碎施設（移動式及び固定式）
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処理能力	廃プラスチック類の破碎施設 34.23 t/日（8時間） 木くずの破碎施設 53.78 t/日（8時間） がれき類の破碎施設 144.72 t/日（8時間）
許可年月日	令和5年11月1日
許可番号	い廃P第69号
設置年月日	令和5年11月6日

③ 中間処理（圧縮固化）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の圧縮固化施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処理能力	10.0 t/日（8時間）
設置年月日	平成24年2月29日

（以下裏面記載のとおり）

④ 中間処理（圧縮）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	廃プラスチック類等の圧縮施設
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処 理 能 力	廃プラスチック類 5.4 t/日 (8時間) 紙くず 4.6 t/日 (8時間) 繊維くず 1.8 t/日 (8時間) ゴムくず 8.0 t/日 (8時間) ガラスくず等 3.1 t/日 (8時間)
設 置 年 月 日	平成24年2月29日
届 出 番 号	23廃第966号

⑤ 中間処理（切断）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	廃プラスチック類等の切断施設
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類 及 び 処 理 能 力	廃プラスチック類 1.6 t/日 (8時間) 紙くず 1.4 t/日 (8時間) 木くず 2.5 t/日 (8時間) 繊維くず 0.6 t/日 (8時間) ゴムくず 2.4 t/日 (8時間) ガラスくず等 4.6 t/日 (8時間)
設 置 年 月 日	平成24年2月29日
届 出 番 号	23廃第965号

⑥ 中間処理（溶融又は移動式溶融）に係るもの

処 理 施 設 の 種 類	廃プラスチック類の溶融施設
設 置 場 所	いわき市泉町下川字大剣326番20 外
処 理 能 力	0.96 t/日 (8時間)
設 置 年 月 日	平成24年2月29日
届 出 番 号	23廃第967号

処 理 施 設 の 種 類	移動式廃プラスチック類の溶融施設
設 置 場 所	いわき市内一円
処 理 能 力	0.96 t/日 (8時間)
設 置 年 月 日	平成8年10月11日

(以下余白)

別紙3 許可の更新又は変更の状況

平成 8年11月12日	新規許可	
平成13年11月30日	更新許可	
平成14年 7月30日	変更許可	(事業の区分に中間処理(選別・破碎)を追加し、廃プラスチック類等7品目を追加)
平成14年 8月12日	変更許可	(中間処理(選別・破碎)に係る品目として、紙くずを追加)
平成18年11月30日	更新許可	
平成19年 1月 9日	変更許可	(中間処理(選別・破碎)に係る汚泥(廃乾電池に含まれるものに限る。)の追加)
平成23年11月30日	更新許可	
平成24年 4月17日	変更許可	(事業の区分に中間処理(破碎・圧縮固化)、中間処理(圧縮)、中間処理(切断)及び中間処理(溶融)を追加)
平成26年12月11日	変更許可	(事業の区分に中間処理(移動式選別)を追加)
平成28年 2月 8日	変更許可	(中間処理(選別・破碎)に係る汚泥(廃乾電池に含まれるものに限る。)の追加)
平成28年11月30日	更新許可	(事業の区分を、中間処理(選別又は移動式選別)、中間処理(破碎)、中間処理(圧縮固化)、中間処理(圧縮)、中間処理(切断)、中間処理(溶融又は移動式溶融)に整理)
令和 3年12月23日	更新許可	
令和 6年 2月 1日	変更許可	(中間処理(破碎)に係る金属くず及びがれき類を追加し、事業の区分に中間処理(移動式破碎)を追加) (以下余白)

